

事務連絡
令和8年3月31日

各都道府県水道行政担当課長 殿
各国土交通大臣認可水道事業者 殿
各国土交通大臣認可水道用水供給事業者 殿
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
市町村下水道担当部長 殿
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課課長補佐
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

上下水道工事における週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることが必要です。

このため、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について」（令和8年3月31日付事務連絡）が発出されておりますので、参考送付いたします。

都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに下水道管理者（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和8年3月31日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
(市区町村担当課、契約担当課扱い)
各指定都市入札契約担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

週休2日の推進に向けた適切な費用計上等について

建設産業においては、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向けた必要な環境整備を進めることが必要です。

令和8年度から適用される国土交通省直轄工事における週休2日の取組について、別添のとおり行うこととしておりますので、お知らせします。

国土交通省直轄工事においては、週休2日工事の取組状況等を踏まえ、週休2日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないこととなりますが、各発注者におかれては、週休2日の確保・定着等の必要性に鑑み、各団体における実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上すること等、引き続き適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

なお、週休2日工事等を実施していない市区町村においては速やかに週休2日工事等の実施を行うとともに、各都道府県におかれては、管内市区町村の取組改善に向けた働きかけの強化に努めていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いいたします。

<別添>

○国土交通省直轄土木工事

別添1： 国土交通省直轄工事における週休2日の取組方針について

○国土交通省直轄機械設備工事

別添2： 機械設備工事における週休2日の取組方針について

○国土交通省直轄営繕工事

別添3： 国土交通省直轄営繕工事における週休2日の取組方針について

国会公契第 21 号
国官技第 492 号
令和 8 年 3 月 10 日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
 技術調査課長
 (公印省略)

国土交通省直轄工事における週休 2 日の取組方針について

建設業の働き方改革を推進する観点から、週休 2 日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、週休 2 日工事の取組状況等を踏まえ、令和 8 年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 対象工事等

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。）を対象とする。

2. 令和 8 年度以降の週休 2 日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休 2 日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休 2 日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

3. 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附 則

1 本通知は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

2 以下の通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

（1）令和 7 年 3 月 12 日付け国会公契第 43 号、国官技第 476 号

- 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」
- (2) 令和7年3月12日付け国会公契第45号、国技建管第4号
「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について」
 - (3) 令和7年3月12日付け国会公契第44号、国官技第477号
「週休2日交替制適用工事の試行について」
 - (4) 令和7年3月12日付け国会公契第46号、国技建管第5号
「週休2日交替制適用工事の試行について」の運用について」
 - (5) 令和7年3月12日付け国技建管第6号
「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」
 - (6) 令和7年3月12日付け国技建管第7号
「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」

国会公契第22号
国官参イ第241号
令和8年3月23日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
 参事官(イノベーション)
 (公印省略)

機械設備工事における週休2日の取組方針について

建設業の働き方改革を推進する観点から、週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、週休2日工事の取組状況等を踏まえ、令和8年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 令和8年度以降の週休2日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休2日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

2. 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附 則

1 本通知は、令和8年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

2 以下の通知(以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、令和8年3月31日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

(1) 「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」
(令和7年3月14日付け国会公契第48号、国官参イ第168号)

(2) 「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」
の運用について(令和7年3月14日付け国会公契第49号、国技施第7号)

国会公契第24号
国営管第624号
国営計第183号
国営建技第11号
令和8年3月27日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
 営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
 営繕部長 殿

大臣官房 会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
(公印省略)

国土交通省直轄営繕工事における週休2日の取組方針について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定)」(令和7年3月25日付け国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号)により、営繕工事において労務費等の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事(週休2日促進工事)を実施してきたところであるが、これまでの取組状況等を踏まえ、令和8年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 対象工事等

国土交通省直轄営繕工事を対象とする。

2. 令和8年度以降の週休2日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休2日促進工事の取組は完了とし、今後は労務費等の補正等を実施しないものとする。

3. 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附 則

- 1 本通知は、令和8年4月1日以降に入札手続を開始する工事に適用する。
- 2 以下の通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を行う工事については、旧通知による。
 - (1) 令和7年3月25日付け
国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号
「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」
 - (2) 令和7年12月10日付け国営積第7号
「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」